

深川消防署からのお知らせ

消防法令改正に伴いすべての飲食店

に消火器の設置が義務付けとなります

平成28年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器の設置義務がなかった

延べ面積150㎡未満の飲食店

にも

2019年（令和元年）10月1日

から、**消火器**の設置が義務付けられます。

新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

1 建物の**延べ面積が150㎡未満**

※ 建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。

2 業として飲食物を提供するため、

こんろなどの火を使用する設備又は器具

を設けている。（IHコンロは含まない）

※ こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。（裏面のフローチャートを確認）

消防用設備の点検・結果報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

- ・ 機器点検 6か月 に 1回
- ・ 点検報告 1年 に 1回（飲食店を営む市町村の消防宛て）

消火器の点検を行う際、総務省消防庁作成の便利な支援情報をご利用ください。

ご不明な点やご相談は、お気軽に消防署までご相談下さい。

平成30年12月発行
深川市8条10番20号
深川地区消防組合深川消防署 予防課予防係
Tel: 0164-22-2814

小規模飲食店等の消火器設置フローチャート

